

定期点検

定期点検

定期点検は、道路運送車両法に準じて設けられた1年毎(12か月毎)、2年毎(24か月毎)の点検と、使い始めてから1か月目(または、1,000 km時)に行う点検があります。

また、これらの点検項目のほかにHondaが指定する点検整備項目もあります。

安全快適にお車をご使用いただくために、点検整備を必ず実施してください。

点検整備の実施は、お客様の責任です。これは、ご自身で行う場合も、他に依頼する場合も同様です。

- ご自身で実施できない場合は、Honda販売店にご相談ください。
- ご自身で実施する場合は、安全のためご自分の知識と技量に合わせた範囲で行ってください。難しいと思われる内容については、Honda販売店にご相談ください。

点検整備のデータは、80 ページのサービスデータを参照してください。

点検結果は、別冊「メンテナンスノート」の定期点検整備記録簿に記入し、大切に保存、携行してください。